

公立浜坂病院改革プラン評価要旨

【経営収支の計画に対する評価】

- ・乖離の主たる要因は、病院の医業収益、医師確保が計画通りとならなかった。
- ・計画外の減価償却費関係約7000万円、訴訟関係約2400万円なども要因。
- ・附帯事業は多少の乖離程度。
- ・診療単価が他院と比較して低いのも収益が少ない要因の一つ。
- ・他院との連携が必要。(病病連携、病診連携)
- ・医師確保(特に若い医師)のために、医療機器更新(古い機器が多い)やこの地域での生活を含め環境整備が必要。
- ・専門的な知識を持った職員の育成が必要。(医師確保のためにも医療事情に詳しい職員が必要。)
- ・県との関係を大切にして県の養成医師の派遣をお願いしていく。
- ・女性医師対策も重要。

【経営形態の見直しに関する方向性】

- ・様々な方向性を調べたが、全部適用のメリットを活かしきれていない現状。
- ・事業管理者となる適任者がいるかどうか問題。
- ・見直しても重要な部分(職員定数など)は条例改正で議会の議決が必要。
- ・見直して実際にメリットが期待できるのかどうか。
- ・具体的なメリットが明確でないなら、将来的に状況はどのように変わるかわからないが、方向性としては全部適用のメリット部分(事務処理の迅速化など)を取り入れつつ現状のままとする。

【事業規模(病床規模)の見直し】

- ・現在は医師及び看護師等の確保が難しいことから3階病棟を休止しているため病床稼働率が低位だが、今後の高齢化などを考えれば拙速に規模を縮小する必要があるのか。
- ・見直しをすればベッド当たりの基準面積が変更となります。
- ・今後、医師が増えて入院患者が増えて病棟を再開するとなれば看護師確保が課題。
- ・病床利用率が地方交付税に反映される動きが具体的になっていない現状では病床規模は縮小しない。